

入札・契約制度改革を着実に推進

市は、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を実現するための改革を推進しています。今年度の新たな取り組みをお知らせします。

制度の一部改正

- 条件付き一般競争入札実施基準を改正 1億円以上1億5千万円未満の建設工事の地域要件を「原則として、立川市内に本店を有するもの」とする措置を引き続き1年間延長します。
- 競争入札参加者心得および入札・契約事務に関する取扱い等についての基準を改正 指名競争入札から電子調達システムを活用した条件付き一般競争入札と競争見積合せに移行していることから、条文等を実際の入札・契約事務の運用に即した内容に改めました。
- プロポーザルガイドラインを改正 特殊な技術やノウハウ等が必要な委託等の業務に関して、事業者から提案等を受けることで最適な受注者を選定するプロポーザル方式について、ガイドラインを改正しました。このことにより、対象案件の厳格化、審査委員会への学識経験者等の参加の原則義務付け、技術点と価格点の取り扱いや審査方法等の見直しを行い、客観性、透明性、公平・公正性の向上を図ります。また、新たにプロポーザル審査委員会における外部審査委員選任基準、価格考慮型プロポーザル方式審査基準と価格非
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴う対応 ▼工事費積算内訳書取扱要領、電子入札実施要綱、郵便入札実施要綱を改正 市が発注する予定価格が130万円を超える工事全ての競争入札で、入札書とともに工事内訳書の提出が必要になります ▼工事成績評定要領を改正 公共工事を受注した建設業者が下請負契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳と施工体系図の作成等が必要になります。

5月11日月～20日水

春の全国交通安全運動

5月9日、サンサンロードでキャンペーンを実施

市は、「春の全国交通安全運動」の実施に先立ち、交通ルールを守り、事故のない安全なまちを目指すため、関係機関と共にキャンペーンを実施します。会場ではグッズなどの配布や次のイベントを実施します。

- ▼自転車無料点検と自転車保険相談
- ▼シートベルトコンビンサー衝撃体験
- ▼自転車シミュレーター体験
- ▼警察官の制服着用体験（子ども対象・先着順）
- ▼白バ



シートベルトコンビンサー衝撃体験

イヤパトカーの展示 この機会に、交通ルールやマナーを守り、事故の防止につなげましょう。直接会場へ。

時 5月9日（土）午前10時～11時



自転車シミュレーター体験

30分場 サンサンロード（曙町）※雨天時等は、立川北駅デッキと立川駅南北自由通路

問 交通対策課交通企画係・内線2279

春は新入学の時期。慣れない通学路を新1年生が歩きます。自転車や自動車を運転する方は一層の注意をお願いします。

児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを下表の通り行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには申請が必要です。該当する方で、まだ申請をしていない方は子育て推進課（市役所1階21番窓口）で申請をしてください。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届のご案内を送りますので、お忘れなくご提出ください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

問 子育て推進課・内線1344

対象者・支給要件と手当月額（平成27年4月1日現在）	
就学前児童	㊟乳幼児医療費助成 市内に住む乳幼児（就学前）を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】 保険給付が行われた医療費の自己負担分
小1～中3	㊟義務教育就学児医療費助成 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】 保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
中学校修了前	児童手当 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】 ▶3歳未満＝15,000円 ▶3歳以上小学校修了前 第1子・第2子＝10,000円 第3子以降＝15,000円 ▶中学生＝10,000円 ▶所得制限超過世帯の児童＝5,000円 ※生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

ひとり親家庭	特別児童扶養手当 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度・2度程度（3度の場合は診断書により判定）の児童、長期間安定を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を監護している方に支給（施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く）。 【手当月額】 ▶1級＝51,100円 ▶2級＝34,030円
	児童育成手当（障害手当） 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育する方に支給▶身体障害者手帳1級・2級▶愛の手帳1度～3度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】 15,500円
	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母・養育者に、その児童が18歳になる年度末まで（中度以上の障害がある児童は20歳になるまで）支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（障害基礎年金1級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】 ▶全額支給＝42,000円 ▶一部支給＝9,910円～41,990円（加算分）2人目5,000円・3人目以降3,000円 ※公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれます。
	児童育成手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母・養育者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（身体障害者手帳1級・2級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】 13,500円
	ひとり親家庭等医療費助成 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。ひとり親と児童は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】 保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部